

生徒心得

香川県立高松工芸高等学校生徒は、常に生徒としての本分を守り、理想を高くかけ、自主的な学習活動をとおして、旺盛な体力、高潔な精神と優秀な技術を養うように努めなければならない。

服装

- 1 服装・頭髪はその人の品位を表すものであるから、常に清潔で端正にするよう心がける。
- 2 制服を着用する。
- 3 制服は次のとおりとする。

(1) 制服

(男子またはⅠ型の制服)

- 冬服 … 黒の詰襟（標準学生服、ボタンは本校所定のもの）、右襟に学年章、左襟に科章（科別バッジ）をつける。スラックス（標準の型のもの）。
- 夏服 … 上着は白無地のカッターシャツ（半袖可）、左胸ポケットの部分に科章（科別バッジ）をつける。スラックス（標準の型のもの）。
- ベルト … ベルトをする（黒・こげ茶、装飾のないもの）。

(女子またはⅡ型の制服)

- 冬服 … 濃紺上着（長袖セーラー型）、左胸に校章及び科章（科別バッジ）をつける。ブラウス（ハイネック、後打ち合せ）、スカートまたはスラックス。
- 合服 … ブラウス（ハイネック、後打ち合せ）、ベスト、左胸に校章及び科章（科別バッジ）をつける。スカートまたはスラックス。
- 夏服 … 白上着（半袖セーラー型）、左胸に科章（科別バッジ）をつける。
白上着に胸当てを付けることができる。スカートまたはスラックス。
- ベルト … スカートの場合は使用しない。スラックスの場合は着用可（黒・こげ茶、装飾のないもの）。

(2) 頭髪 … 質素、清潔で端正にするよう心がける。パーマメント、ドライヤー・アイロンその他によるカール等、毛染め、脱色、整髪料の使用及びファッション性の高い髪型（ソフトモヒカン、ツブブロック、左右非対称、団子、編み込み、高い位置でのポニーテール、髪飾りなど）はしない。

(3) インナーシャツ … 夏の上着の中には、白または外に透けて見えない淡い色（ワンポイント可、ハイネック不可）のインナーシャツを着用する。

(4) 靴 … 白の運動靴、または黒の革靴。

(5) ソックス … 白・黒・紺の無地、アンクルソックスは禁止。

ストッキング … ベージュ・黒。

(6) 防寒着 … コート、ウインドブレーカー等は冬服の着こなし上、黒または紺の華美でないものとする。

(7) バッグ … 1日の教材が入る十分な大きさがあり、安全性・機能性にすぐれ、生徒としてふさわしいもの。

- (8) 装飾品 …… ピアス、カラーコンタクト、化粧（色付きの日焼け止め、色付きリップも含む）は禁止。
- (9) 生徒手帳 …… 常に携帯する。
- (10) その他 …… 制服の上着丈・スカート丈・スラックス丈は変形してはいけない。防寒としてVネックセーター・ベストの着用を認める。上着から出るような丈及び黒・紺以外の色は認めない。よって形状からカーディガンの着用は不可とする。

- 附 則
- 1 上記服装、頭髪の規定に特に違反したときは登校を停止することがある。
 - 2 上に定めるもののほか、正課体育時、又は実習等の場合はそれぞれ定められた服装をしなければならない。

通学及び交通

1 通 学

学校への登下校は徒歩及び自転車による通学のみ許可する。自宅から安全な道路を選び、道路交通法を厳守し、登下校する。公共交通機関を利用する際は、社会常識・マナーにも気をつける。

2 自転車通学

- ア 自転車通学を許可されるのは、原則として次の地点を越える地域の者とする。高松駅から栗林公園北口駅までのJR線路と瓦町駅までの琴電線路、更に両駅を結ぶ直線で囲まれる範囲。ただし、JR、琴電の駅からの自転車通学は認めない。
- イ 自転車通学を希望する場合は、学級担任に申し出て生徒指導部に許可を受ける。自転車通学許可ステッカー（鑑札）は指定の箇所貼る。
- ウ 雨天の場合は、自転車通学用カッパを着用する。傘をさして運転してはならない。
- エ 安全保持のため、二人乗り、並進、イヤホンや携帯電話等を使用しながらの運転等をしてはならない。
- オ 校内では自転車から降り、押して通行する。また、自転車は決められた自転車置き場に駐輪し、施錠をする。

3 自動車、自動二輪（原付を含む）の運転免許取得及び自動車学校等への入校について

- ア 運転免許を取得及び自動車学校等への入校をする者は、運転免許受験許可願、運転免許証取得承認書、誓約書を学級担任を経て、生徒指導部に提出し、学校の許可を得なければならない。
- イ 自動車、自動二輪（原付を含む）の運転免許取得及び自動車学校等への入校の時期については、原則として3年生の冬休み以降とする。
- ウ 運転免許を取得した者は、卒業時まで免許証の管理を保護者（保証人）に委ね、バイク・自動車等の運転を絶対にしない。

4 交通事故等について

交通事故等（加害、被害共に）が発生した場合は、その場で警察に連絡し、事故処理を行い、すみやかに学級担任まで申し出る。

アルバイト

- 1 アルバイトは学校の許可を得なければならない。
- 2 許可を得ようとする場合は、許可願書を学級担任に提出し、学校の許可を受ける。
- 3 アルバイト中は常時許可書を所持し、本校生徒らしい服装、態度をとる。
- 4 アルバイト期間が終了した場合は、学級担任にアルバイト就業におけるアンケート用紙を

提出する。

- 5 就業中であっても、不適当な場合（成績不振など）は許可を取り消すことがある。
- 6 許可の期間は、原則として長期休業中とする。

部活動

部活動は、健全な精神と体力を養成するだけでなく、人間形成にも重要な役割を果たしている。そこで、なるべく多数の生徒が参加することが望ましい。

- 1 部活動は、顧問教師の助言と指導のもとに行うものとする。
- 2 合宿等で施設を使用する場合は、許可を受け、規律正しく使用する。
- 3 部室は、部活動時のみに使用し、内外ともに整理、整頓して清潔にし、部室内には無用の物は置かない。

携帯電話等の取り扱いについて

1 携帯電話等の校内持ち込みを認める条件

保護者（保証人）が生徒の下校時の安全確保や帰宅時の送り迎えなどの連絡手段として、その所持を必要と判断した場合

2 携帯電話等の校内持ち込みの許可を得る際の手続き

- (1) 「携帯電話等の校内持ち込み許可願」に必要事項を記入し、学級担任に提出する。
- (2) 校内持ち込みを許可する場合は、生徒指導部の許可印を生徒手帳に押印する。
- (3) 「携帯電話等の校内持ち込み許可願」は毎年度に更新する。

3 取り扱い上の留意事項

(1) 校内においては、使用を禁止する。

ア 必ず、電源を切り、各自で責任を持ってバッグの中に入れて保管する。

イ 定期考査や学力テスト等の試験時間中は、電源を切ってバッグに入れ、教室の前後または廊下に置くものとする。所持している場合は不正行為とみなす。iPod やスマートフォンウォッチ等のウェアラブル端末など、閲覧・通信・情報管理機能がある機器すべてが所持禁止の対象となる。

(2) 校外での教育活動（学校行事・部活動等）実施中も引率教員等の許可がなければ使用しない。

(3) 校外において使用する際は、社会常識やマナーを守り、十分注意して使用する。

ア 公共交通機関を利用する際は、特に社会常識やマナーに気を付ける。

イ 自転車を運転しながらの使用はしない。

ウ 原則として、有害サイト制限サービス（フィルタリング）を受けておく。

エ メールやSNS、インターネット上の掲示板等に他人を誹謗中傷するような内容の書き込みをしない。

オ 出会い系サイトや不良サイトへのアクセスをしない。

(4) 上記に違反した場合は、担任が預かり、指導後、保護者（保証人）に返却する。違反が度重なる場合、特別指導をする場合がある。内容によっては懲戒等の指導がある。

(5) 許可印を押印した生徒手帳を常に携帯しておく。

(6) 許可なく校内へ持ち込んだ場合は、特別指導後、保護者（保証人）を通じて返却する。

選挙運動や政治的活動について

- (1) 校内での選挙運動や政治的活動は禁止する。
 - ア 校内とは学校の校舎・施設はもとより、敷地内すべてを含む。
 - イ 校内とは通常の授業日、放課後、休日（土日祝日）において、教科・科目の授業のみならず、学校行事や生徒会活動、部活動等におけるすべての活動を含む。
(例) 修学旅行、文化祭、練習試合、合宿、各種大会など
- (2) 放課後や休日等における校外で行う選挙運動や政治的活動については以下の点に留意する。
 - ア 放課後や休日等における校外での選挙運動や政治的活動について、違法なもの、暴力的なもの、若しくは、またそれらのおそれが高いものと認められる場合には、これを制限または禁止する。
 - イ 政治的活動等により、本生徒や他の生徒の学業や生活に支障があると認められる場合、または、生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合等には、必要かつ合理的な範囲内で制限または禁止することを含め、適切に指導を行う。
なお、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となる。したがって、それ以前の選挙運動は公職選挙法等に違反することになるため、特に気をつける。
- (3) その他
上記に違反した場合は、学校として適切な指導を行う。

その他

- (1) 生徒は、原則として午後5時までに下校する。
- (2) 休業中に校内の施設、教室などを使用するときは、許可を受ける。
- (3) 校内では、みだりに火気を使用してはいけない。
- (4) 学校の内外を問わず、次にあげる各号に該当する場合は、あらかじめ届け出るか、届け出て許可を受けなければならない。
 - ア 印刷物を配布するとき
 - イ 校外へ文書を発送又は発表するとき
 - ウ 金銭又は物品を徴収するとき
 - エ 掲示するとき
 - オ 合宿練習をするとき
 - カ 営利の業務に従うとき
 - キ 全校放送をするとき
- (5) 食堂の利用については利用心得を守り、原則3校時後と4校時後の休憩時間とする。
- (6) 施設、設備を使用した後は清潔にして、整理、整頓をする。
- (7) 保護者（保証人）の同伴なしに午後10時以後の外出をしない。
- (8) 外泊は原則として認めない。
- (9) 風紀上、好ましくない場所及びこれらに類似した場所に入りしない。
(例) パチンコ店、インターネットカフェ、ゲームセンター、飲酒店、公営ギャンブルなど
- (10) ポータブルプレーヤーや携帯型ゲーム機等、学校に必要がないものは校内に持ち込まない。

諸 届

校則及び生徒心得に規定された届け出又は許可については次のとおりである。

- (1) 欠席・・・保護者（保証人）よりの欠席届（電話又は生徒手帳による）
- (2) 欠課、遅刻、早退、忌引、外出・・・生徒手帳の諸届、許可欄
- (3) 下宿をして通学するとき・・・寄宿届
- (4) 自転車で通学するとき・・・自転車通学許可願
- (5) 列車、バス、電車等の割引証の交付を受けようとするとき・・・所定の願書
- (6) 運転免許の取得及び自動車学校等への入校をするとき・・・運転免許受験許可願、運転免許証取得承認書、誓約書
- (7) 合宿練習をするとき・・・合宿練習等参加許可願書（部顧問を経て）
- (8) アルバイトを希望するとき・・・アルバイト許可願書
- (9) 休業中に校内の施設、教室などを使用するとき・・・施設使用許可願書（部顧問又は学級担任が行う）
- (10) 生徒手帳を紛失したとき・・・生徒指導部へ申し出て再交付を受ける。
- (11) 制服で登校できないとき・・・生徒手帳の諸届、許可欄

以上の各種許可、諸届、その他をまとめると、次のようになる。

項 目	提 出 書 類	提 出 先	備 考
合 宿	合宿練習等許可願 保護者（保証人）承諾書	部活動顧問 → 特活主任 生 徒 → 部活動顧問	事前に提出（管理職の許可）
運転免許取得及び 自動車学校への入校	運転免許受験許可願 運転免許証取得承認書 誓約書	生徒 → 学級担任 → 生徒指導部	事前に提出、卒業前に運転免許証 を取得した者は、学級担任に連絡 する。（学級担任は運転免許証取 得承認書を記入して生徒指導部へ 提出）
ア ル バ イ ト	アルバイト許可願書	生徒 → 学級担任 → 生徒指導部	事前に提出、アルバイト終了後は アンケートを学級担任経由で提出
校 舎 ・ 校 具 使 用	施設使用許可願書	部活動顧問又は学級担任 → 関係職員	事前に提出
外 出	生徒手帳の諸届、許可欄	生徒 → 学級担任	帰校後学級担任に帰校の報告 をする
携帯電話等の校内持ち込み	携帯電話等の校内持ち込み許可願	生徒 → 学級担任 → 生徒指導部	事前に提出

- 附 則
- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 - この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
 - この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
 - この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
 - この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。